

# 特記仕様書

令和8年度公共下水道試掘調査業務委託その1

都市創造部下水河川事業課

## 1. 本仕様書の適用範囲

この仕様書については令和 8 年度公共下水道試掘調査業務委託その 1 の特記仕様書として開削工法に適用し、本仕様書に記載されていない事項は、大阪府発行の土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木工事管理基準及び高槻市下水道管渠工事共通仕様書による。

## 2. 設計図書の照査等

受注者は、施工前もしくは施工途中において、設計図書（設計図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書）、質疑回答書、数量総括表）と実際の工事現場の形状や状況等について差異がないか確認し、差異の有無に係わらず調査職員に報告すること。

## 3. 見積参考資料

見積参考資料とは、設計図書（設計図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書）、質疑回答書、数量総括表）以外の資料をいう。

見積参考資料及び設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積に供するため、発注者が規定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

このため、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとし、工事の施工にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

## 4. 事前確認

高槻市下水道管渠工事共通仕様書 1.1.11 のとおり、契約後速やかに、境界プレート等の引照点設置を実施し、監督員に結果報告書を提出すること。

## 5. 埋戻し工

埋め戻しに使用する材料については、原則再生クラッシャーラン (RC-40) とする。

## 6. 土留め工

地山掘削及び土留め工に関しては、労働安全衛生法にて定められた作業主任者の直接指揮のもと作業を行い、掘削深が 1.5 m を超える場所については、必ず土留め工を施すこと。

なお、当該箇所の土質が著しく不良であり、1.5m以内であっても崩壊の危険がある場合は、土留め工を施すこと。

(建設工事公衆災害防止対策要綱参照)

施工については、高槻市公共下水道工事標準構造図 P1.1 及び高槻市下水道管渠工事共通仕様書「6章第3節土留め工」に記載しているとおりとすし、各区間において土留め工設置完了後、設置状況及び設置寸法（矢板の根入れ長、支保工の設置高さ等）を写真に記録し、調査職員の求めに応じて提出すること。

## 7. 発生土処分

本工事の発生土は、大阪府都市整備部が、令和7年度下半期建設発生土受入価格及び再生土販売価格調査仕様書に合致した受入等事業者として公表している再資源化施設に運搬するものとする。これにより難しい場合が生じたときは、調査職員と協議し、近隣の公的受入地への搬入を検討すること。また、公共工事間流用可能となった場合や公的受入地へ変更となった場合、処分費等に関して設計変更の対象とする。

## 8. アスファルト殻・コンクリート殻・廃路盤材処分

アスファルト殻・コンクリート殻・廃路盤材の処分については、再資源化施設に搬入すること。当設計では、殻発生現場から再資源化施設に直接運搬としているため、他の場所に移動させ、一時保管して処理する場合は、調査職員に必要書類を提出の上、承認を得るものとする。その際には協議の上、設計変更の対象とする。

建設廃棄物処理計画及び処分地先との契約書（コピー）・許可書を提出すること。

## 9. 仮復旧の維持管理

施工箇所が点在しているため、試掘調査後に交通の支障が出ないように維持管理に努めること。

## 10. 試掘調査の期日

五領町においては、調査を実施し、結果を7月中に調査職員へ報告すること。

## 11. 試掘調査成果品

試掘調査の成果品について、別紙「試掘調査手順書」を参照すること。